

国際教養大学研究生規程

平成 20 年 9 月 1 日
大学経営会議決定
規程第 64 号

第 1 条 この規程は、国際教養大学大学院学則第 40 条に規定する研究生に関し必要な事項を定める。

第 2 条 本学において、研究生として特定事項の研究に志願する者がいるときは、大学院において支障のない場合に限り、入学を許可することができる。

第 3 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力を有する者と認められる者

(2) 大学院において適当と認められた者

第 4 条 研究生の入学は、学年または学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

第 5 条 研究生として入学を志望する者は、所定の願書に、履歴書その他必要書類を添え、学長に願出しなければならない。

2 前項の入学志望者については、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、学長が入学を許可するものとする。

第 6 条 入学に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 入学料を納めないものには、前条第 2 項の許可を行わない。

第 7 条 研究生に対しては、研究科委員会の議を経て指導教員を定める。

第 8 条 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、期間の延長を許可することがある。

第 9 条 研究生の授業料は、所定の期日までに在学期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、在学期間が 6 か月を超える場合にあっては、初めの 6 か月とそれを超える期間に分けて、それぞれ当該期間に係る金額を納付することができる。

2 授業料を納めない者は、除籍する。

第 10 条 研究に必要な特別な費用は、研究生の負担とする。

第 11 条 第 6 条第 1 項の入学料および第 9 条第 1 項の授業料の額は、それぞれ国際教養大学における授業料等取扱規程第 2 条の規定に基づき定められた額とする。

2 既納の入学料は返還しない。

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。